



借金に関する無料法律相談会開催

借金は必ず解決できます！一人で悩まず相談を！

9月～12月『多重債務者相談強化キャンペーン2020』実施中です

深刻な社会問題である多重債務問題に対応するため、内閣に設けられた多重債務者対策本部と、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会及び日本司法支援センター（法テラス）の共催で、相談体制の強化を図るキャンペーンを実施しております。「収入減で住宅ローンの返済が困難になった」、「カードローンの借り入れが増えてどうしたらいいかわからない」など、借金でお困りの方は消費生活センターにお電話ください。

庄内消費生活センター会場での無料法律相談会は、

11月26日（木） です。

開催時間：午後1時から午後3時まで

1枠あたり40分

事前予約制：締切り11月25日（水）午後1時

予約は庄内消費生活センターへ（電話 0235-66-5451）



限られた時間の中で効率的な相談を行うために、事前に専門の相談員が聞き取りをして相談内容をまとめ、相談者様ご自身にも状況の再確認をしていただきます。返済状況によっては過払い金が発生し返還請求ができる場合もあるため、返済済みのものも申告してください。

庄内消費生活センターでは、キャンペーン期間内外に関わらず、借金に関するご相談を承っております。

個人情報外部にもれません。

安心してご相談ください！

相談は解決への
第一歩です！



消費者トラブルにあった場合は、次のところまでお電話ください。

☎ 消費者ホットライン『188』 → 最寄りの消費生活センターにつながります。

（土日祝日は国民生活センター対応：午前10時～午後4時受付）

※11月3日（火・祝）・14日（土）は、諸事情により相談業務を休止します。

☎ 上記時間外は警察相談専用電話『#9110』へ（24時間対応）



豆知識

催眠商法(SF商法)にご注意を！無料・安売りにつられないで！

「催眠商法(SF商法)」とは、会場に人を集め、日用品などをただ同然で配って雰囲気盛り上げた後、冷静な判断ができなくなった来場者に健康食品や布団などの高額な商品を買わせる手口です。そのような会場には行かないこと、行ってしまった場合は商品の勧誘をされても必要がなければきっぱりと断わりましょう。困ったときはすぐに消費生活センターに相談しましょう！

令和2年度消費者力アップ講座 参加者募集中！

参加料無料

専門的知識をもった職員が最近の相談事例を分かりやすく解説します。笑って楽しく学べる落語もご用意しています。ぜひ参加して、賢い消費者を目指しましょう！庄内地区で開催する講座は次のとおりです。

開催日	時間	会場
11月19日(木)	午後1時から午後2時まで	鶴岡市中央公民館
12月15日(火)	午後2時から午後3時まで	酒田市中央公民館

(QRコード)



★お申し込み・お問い合わせ先 ☎023-630-3101 (山形県消費生活・地域安全課) またはインターネット(右記QRコードか下記URL)からお願いします。
(URL) https://s-kantan.jp/pref-yamagata-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=3076

消費生活無料法律相談会開催日



・11月11日(水) [午後1時30分から]
・12月9日(水) [午後3時30分まで]

※相談時間はお一人様30分となります。また、事前の予約と聞き取りが必要です。5日前までにお電話下さい。

～消費生活出前講座のご案内～



庄内消費生活センターでは、悪質商法・架空請求・契約トラブルなどの被害未然防止や消費生活に関する知識の普及・向上を図るための無料出前講座を開催しています。講師が出向き、最近の事例を交えながら、トラブルの対処方法等について説明します。

講座に関するお問い合わせ・お申し込み専用 TEL:0235-66-5453

庄内消費生活センター

東田川郡三川町大字横山字袖東19-1(庄内総合支庁1階)
《開設時間》午前9時～午後5時(土日祝日・年末年始を除く)
《電話番号》0235-66-5451

※来庁の際は事前にご連絡ください。

☆消費者ホットライン(188)もご利用下さい☆

相談してケロ!



交通事故相談所も併設しております。交通事故でお困りの方はご相談ください。
山形県交通事故相談所 庄内支所 TEL:0235-66-5452